附則第五十六条第十四項後段を次のように改める。

この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項	適格事後設立	適格現物分配
	適格合併、適格分割又は適格現物出資	適格合併等
	又は現物出資法人	、現物出資法人又は現物分配法人（以下この項において「被合併法人等」という。）
	適格合併若しくは適格分割型分割の日の前日又は適格分社型分割若しくは適格現物出資の日	適格合併等の日（適格合併にあつては当該適格合併の日の前日とし、残余財産の全部の分配に該当する適格現物分配にあつては当該適格現物分配に係る残余財産の確定の日とする。）
第四十七条の二第一項		所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第四十条第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法（次項において「旧効力措置法」という。）第四十七条の二第一項
	被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人	被合併法人等
第三項	第四十七条の二第三項第四号	旧効力措置法第四十七条の二第三項第四号

附則第五十七条第一項中「及び第十項から第十七項まで」を「、第十一項から第十四項まで及び第十七項」に改め、同項の表第四項及び第五項の項中「及び第五項」を削り、同項の次に次のように加える。

第五項	第五十五条の六第一項	旧効力措置法第五十五条の六第一項
	、適格現物出資又は適格事後設立	又は適格現物出資
	合併又は分割型分割の日	合併の日
第五項第二号	合併又は分割型分割	合併
	合併にあつてはその	合併にあつては、その
	以下この条	第十項及び第十一項
	合併に、分割型分割にあつてはその分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該分割型分割に、それぞれ限る	合併に限る
第五項第四号	合併法人又は分割承継法人	合併法人
	連結子法人の解散にあつてはその解散の日	連結子法人の破産手続開始の決定による解散にあつてはその破産手続開始の決定の日

附則第五十七条第一項の表第十一項の項を次のように改める。

第十一項	第五十五条の六第一項	旧効力措置法第五十五条の六第一項
	適格分割（適格分割型分割にあつては、その適格分割型分割の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）により	適格分割により

附則第五十七条第一項の表第十五項の項及び第十六項の項を削る。

附則第五十七条第四項中「合併又は分割型分割の日」を「合併の日」に改め、同項第二号中「又は分割型分割」を削り、「合併にあつてはその」を「合併にあつては、その」に、「以下この条」を「第六項」に改め、「、分割型分割にあつてはその分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該分割型分割に、それぞれ」を削り、同項第三号中「連結子法人の解散にあつてはその破産手続開始の決定による解散にあつては、その破産手続開始の決定の日」に改め、同条第九項中「（その適格分割型分割の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）」を削る。

（所得税法等の一部を改正する法律等の一部改正に伴う経過措置）

第百四十条　附則第百三十五条の規定による改正後の所得税法等の一部を改正する法律附則第九十七条第二項、附則第百三十六条の規定による改正後の所得税法等の一部を改正する法律附則第三十四条第二項、附則第百三十七条の規定による改正後の所得税法等の一部を改正する等の法律附則第百七条第十三項、附則第百三十八条の規定による改正後の所得税法等の一部を改正する法律附則第九十三条第十五項、第十八項及び第二十一項並びに第九十六条並びに前条の規定による改正後の所得税法等の一部を改正する法律附則第四十条第十二項及び第十四項並びに第四十一条第一項及び第四項の規定は、平成二十二年十月一日以後に分割若しくは適格現物分配が行われる場合又は同日以後に解散若しくは破産手続開始の決定が行われる場合における法人の事業年度分の法人税について適用し、同日前に分割若しくは適格事後設立が行われた場合又は同日前に解散が行われた場合における法人の事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2　附則第百三十五条の規定による改正後の所得税法等の一部を改正する法律附則第百十六条第二項、附則第百三十六条の規定による改正後の所得税法等の一部を改正する法律附則第四十八条第二項及び第八項第三号、附則第百三十七条の規定による改正後の所得税法等の一部を改正する等の法律附則第百三十三条第十三項及び第百三十五条第六項、附則第百三十八条の規定による改正後の所得税法等の一部を改正する法律附則第百十七条第十五項、第十八項及び第二十一項並びに第百十九条並びに前条の規定による改正後の所得税法等の一部を改正する法律附則第五十六条第十二項及び第十四項並びに第五十七条第一項及び第四項の規定は、平成二十二年十月一日以後に分割若しくは適格現物分配が行われる場合又は同日以後に解散若しくは破産手続開始の決定が行われる場合における連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結事業年度分の法人税について適用し、同日前に分割若しくは適格事後設立が行われた場合又は同日前に解散が行われた場合における連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。